

白山麓尾口村域の小地名

千葉 徳 爾 筑波大学歴史・人類学系

LOCAL PLACE NAMES IN THE FOOT-AREA OF MT. HAKUSAN

Tokuji CHIBA, *Institute of History and Anthropology, Tsukuba University*

1

本報告は2.5万分1地形図のうち、市原・尾小屋・加賀丸山・白峰各図幅に記入した住民の使用する通称小地名およびその説明である。尾口村域はこのほか同地形図中宮温泉・加賀市ノ瀬・白山図幅にも極めて僅かに含まれるが、それらにはこの種小地名は記入すべきものがなかった。また、新岩間温泉図幅のものは、既に本報告第1集(千葉1973)に掲載してあるので、改めて再掲しなかった。

もともと、本報告は1975年に報告した(千葉1975)白峰村域の小地名と併行して調査してきたものである。しかしながら、これを隣接する鳥越村域と同時に、2.5万分1地形図に記入して報告しようと計画していたため、調査に手間どったことが、報告のおくれた1つの理由である。いま1つは、共同調査者であった松山利夫氏の転出と、報告者自身の健康の不調とによって、鳥越村の調査が現在も完了していないことによる。しかし、後者の理由は不十分ながら本図幅の部分ではみたまされえたので、鳥越村域については若干の不完全な部分を残すが、尾口村域のみについていちおう採集を終了したものとして報告を行うこととした。なお、各図幅には第1集・第2集で報告した吉野谷村及び白峰村域の小地名も記入し、これら図幅については、ほぼ利用に堪える小地名地図となし得たと考える。

2

尾口村全域約137km²のうちで、2.5万分1地形図に国土地理院が記入せず、筆者が記入した採集地名は約500である。ただし、この村域面積の約1/2は古来ほとんど住民が利用せず、明治以降は国有林に編入されて、土地台帳面では字白山として単に1筆で総称されている。そのため住民の立入利用が制限され、古くは存在したであろう通称地名の大半は消滅したもののようである。僅かに白山登山道にそう若干の通称名が記憶されるに止まり、これらは既に研究報告第1集の地形図にのせたものに尽きるといってよい。その数は約50であって、尾口村の民有地域の約450の通称にくらべて密度はいちじるしく低い。これら国有林内の小地名の大半は、白山登山の際に目標あるいは行程の基準となる山頂・斜面などの地物、展望点、信仰上の儀礼を行う場所などが主であって、住民や登山者の立入って利用する部分に限られているといえる。

尾口村域の住民が使用している通称小地名の採集方法は、既に吉野谷村および白峰村で実施した方法と同じである。すなわち、各集落ごとに、その住民が管理利用する範囲の通称小地名を詳しく知っている人を数名えらび、2500分1森林基本図上にその通称地名をできるだけ多くききとって記入した。その際この基本図を示して図上で確実に指示してもらうほか、特徴ある地点や景観との関係位置を指摘することによって、記憶や位置の確認につとめた。また、なし得る限り現地との照合観察を試

みた。ただし、地域名称の境界については、谷流域などの自然的境界としての分水界などを除いて、ほとんど通称であるために確認しえなかった。周知のように石川県では、小字名がイロハ等の符号であるために、公図との対応は全くできなかった。また、地点名（滝・岩壁・山頂など）であっても、通常はその附近の若干の拡がりやさしているため、それらの地名の範囲を確定することは不可能である。そこで、地名の記入に際しては、地点名ではその文字の下端がほぼその地点に当たるようにし、その他の地域名では、地域にみられる範囲のほぼ中心部に文字を記入したが、正しい表現文字が不明で片仮名を用いたものが多く、地域範囲からはみ出ているものが少くないと思われる。ことに耕地名の場合がそうである。

3

尾口村の地域については、既に1978年に『尾口村史』第1巻資料編（若林・高沢，1978）が刊行されていて、多数の地方文書が公表されている。ここでは本書を利用して、筆者の採集した村民の使用している通称地名の時間的継続性とその比率について、まず考えてみることにする。いうまでもなく、本書は残存する文献資料の1部を示してあるにすぎないから、この結果によってすべてを類推することは避けるべきであり、いくつかの集落区域に限って考えるべきものと思われる。

いま、もっとも来歴の古い村落の1つとされる東二口の場合をみると、鳥越村内に突出した足が谷は総名としては寛文以前からその名があり、27の通称名があるが、そのうち元禄9（1699）年に寛文10（1670）年の訴状を写した文書中に出てくる足か谷内の小地名5カ所のうち、2カ所は現在もその名で呼ばれている。したがって、古いものとしては約300年前に既に存在した通称名があるわけである。しかしながら、二口村の近世文書中に現われる土地関係文書のうち、地名の示されたもの60（同名のものを含む）のうち、現在の通称名が見出されるものは25（同名のものを含む）であって、約1/3にすぎない。また女原についてみれば、安永6（1777）年の「御高地所改帳」では、24種の地名中で現在の呼称として採集されるものは6種で1/4である。同じく深瀬の場合には13種の地名中5種が見出されるからやはり約1/3弱ということになる。

しかしながら、このことは住民の通称としての地名が近世以後大いに变化したということにはならない。これら地方文書に現われてくる地名のありかたは、概して次のような示されかたをしているのである。まず、古いところで文禄3（1594）年に林甚八家の祖先が、二口村の惣在所から購入したむつし（薙畑）の売渡証文をみよう。

（端裏書「二口惣村」）

永代売渡申むつしの事

合一所者 有つほこへと（現小糸）なり、さかいハ南ハをよさかい、西ハすんをさかい、東ハまふをさかい、北ハおよさかいなり

右代無つシハ与々有ニ仍、米三俵五斗ニ永代うり渡申所実正也、但年々御年まい年事ニ五斗ツツ御さた可有者也、若又此むつしニおゐていらんむつら申ともから出来候ハハく方同名としてかたく御勢はひ可有物也、其時まったく壺こんしさい申間敷候、仍為後日永代うけ取状如件

ふん六三年五月十日

（花押）

永代 うり主ハ二口村惣在所也

上記のような形式は近世初期のもので、すんとかまふという方言が用いられている。前者は現在はい用いられていないものようだが、ソネと同じ語源をもつ系統の語らしく、小隆起地のことではある

まいか。マブはいまも用いられている崖のことである。

十八年季卸渡申証文之事

一、私持分釜谷村地内字すずくりと申処、むつし壱ヶ所、此境者五味嶋村九兵衛分境、東者尾境南ハ尾境、西者在所分境、四方境之内少も不残、此代銀貳百三拾匁也
右之通、卸代銀髓=受取申処実正也、然上者来寅年与来未年迄十八ヶ年之間、貴殿御勝手次第御支配可被成候、尤年明申年ニハむつし、此証文御返シ可被成候、為後日卸証文相渡申処仍而如件
天保十二丑六月 牛首村

山岸十郎左衛門（印）

釜谷村 太郎左衛門殿
同 一郎右衛門殿

これは借主が2名だから、かなり広い範囲であろうが、境界四至は他人の持分によって示す場合のあること、中世の場合と変っていない。字名すずくりは現在不明であるが、釜谷集落の対岸に市郎右衛門山があり、或はこのあたりではなかるうかと思われる。十八年という借用期間は安政末年までであり、それから後も再契約がなされた可能性もあるから、その借請人の名で通称地名が成立し、すずくりという本来の地名が忘れられることもありうるわけである。

これらの事例から考えられることは、文書に記載される場合の地名は、ほぼ自然の地形の1区域としてまとまった範囲をさすことが多いけれども、場合によっては、その1部分をさらに区切った範囲として、ことに家屋敷や耕地の場合には、示されることが多かるうということである。たとえば、つぎの事例をみよう。

流渡申証文之事

御年貢壱升

一、私持分字砥谷 畑杉共壱ヶ所

此境者東ハ善右衛門分、南ハ大谷境、西者徳左衛門境、北者三右衛門・清右衛門境、一方境之内不残也

代金拾兩相極申候

右之通代金子髓=受取、書面之地所流渡申処実正=御座候（下略）

天保五年午四月 二口村 九右衛門（印）
庄屋 久右衛門（印）

為右衛門殿

売渡申むつし抄山之事

一、有坪者我等持高之内ハ、上北尾むつし壱ヶ所、境付ハ西ハ□右衛門境也、北ハ助右衛門境也、東ハ長右衛門境也、南ハ三郎左衛門境也、我等持高之内まつ尾抄山壱ヶ所小木共ニ少不残、境付□ハ谷境也、北ハたき谷境也、南ハたき谷境也、西ハ道ノ上くつ来ふなの来境也、持分ノ式ヶ所なから少不残御年貢ノ三合付 □ 限銀子四拾壱匁請取売渡申所実正=御座候（下略）

安永八年亥十一月十日

二口村 長左衛門（印）
同 長右衛門（印）

二口村 清左衛門殿

年代が降るに従って地区内を分割してゆき、それにもなって全地区に対する名称が忘却消滅されてゆくであろうこと、新所有者による新地名が発生しうるのであろうことが予想されるわけである。序

ながら杪は造字らしく、ホエとよむ。雪に圧されて樹木の成長不良な林地のことらしい。中部地方一般に燃料の薪材をさすボヤまたはモヤと同義であろう。

4

尾口村のうち、手取川本流にそう釜谷・五味嶋・深瀬の全部と鴛ヶ谷の1部は新設される手取ダムによって水没することになり、その大半は下流平野部に移転した。また、女原・東二口の2集落も道路のつけかえその他で、集落内の区画は大きく変化している。したがって、今後は上記した小地名もその多くは所在不明となるにちがいない、大部分は忘却されるものと思われる。その意味で本報告がかつての住民活動の記録の一端となれば幸である。

また、既に指摘したところであるが、尾口村以北と白峰村とでは、山間の小通称地名に雑畑耕作の年季の長短によると思われる、耕作者の通称名を附したものの比率の多少という問題がある。この点については『尾口村史第1巻資料編』所収の史料でも、白峰村山岸家文書に記載されたむつし年季の年数と、尾口村内各集落におけるむつし年季の文書記載の年数との間に、ある程度長短の差のあることがうかがわれる。しかしながら、この問題については、同村誌の史料がすべて公開されて後に、あらためて論ずる方が適切であろうと考えるので、ここでは単にその可能性を指摘するには止めておく。

文 献

- 千葉徳爾（1973）白山麓吉野谷村における小地名の採集について 石川県白山自然保護センター研究報告第1集
千葉徳爾（1975）白峰村の小地名一特に出作り地名について 石川県白山自然保護センター研究報告第2集
千葉徳爾（1975）白山北西麓の小地名一特に焼畑地名について 日本地理学会予稿集8
千葉徳爾（1975）地名と地域史 地方史研究137号
若林喜三郎・高沢裕一（1978）近世古文書 石川県尾口村史第1巻 資料篇1
（付記）地名図の調整に当っては筑波大学々生佐々木清光・若杉温両君の協力を得た。記して謝意を表す。